

別添4-1

島原本広第337号
2024年8月8日

鳥取県知事
平井伸治様

米子市長
伊木隆司様

境港市長
伊達憲太郎様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中川賢剛

令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の 安全対策について（照会）に対する回答について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年4月4日第202400006244号、防起第12号-1、発境防第1010号によるご照会に対し、下記のとおりご回答いたします。

記

1. 能登半島地震につきましては、現在、新規制基準適合性審査中の志賀原子力発電所においては「止める・冷やす・閉じ込める」の機能は維持されており、発電所全体の安全性は確保され、安全上重要な機器において問題となる被害は確認されていないと承知しております。

また、能登半島地震による志賀原子力発電所への影響については、当社を含む原子力業界全体の取り組みとして、原子力エネルギー協議会（ATENA）が検証結果を取りまとめておりますが、その中で能登半島地震に係る各研究機関の調査、研究結果の情報から、従前の地震動・津波評価と整合しており、原子力発電所の地震動・津波評価の見直しを要する喫緊の課題はないこと、燃料プールのスロッシングに対して、使用済燃料の冷却機能に問題はなく新たな知見は抽出されなかったこと、外部電源の全喪失は回避できた（5回線中3回線健全）ことから、外部電源系統の多重性が地震に対しても有効であることを確認しております。

島根原子力発電所につきましては、外部電源は5回線から受電可能な系統となっており多重化していること、また、安全性のさらなる向上を図っていく観点から、志賀原子力発電所では2号機主変圧器の絶縁油の漏油による油位低下で内部に損傷が発生したことを踏まえ、自主的な取り組みとして、変圧器内部損傷を防ぐための油位低下時の変圧器停止手順の整備などを行っております。

また、全社大を挙げての複合災害に対する訓練や能登半島地震によって発生した地盤隆起と同様に4mの地盤隆起発生を仮定した海水取水訓練など、能登半島地震を踏まえた運用面の新たな取り組みを実施するとともに、様々な訓練で得られる知見について自主的な改善を進め、対応能力の向上に努めてまいります。

なお、活断層の運動のメカニズム等については、今後も、各種研究機関の分析・評価等の情報収集を継続し、当社としましては、引き続き、自主的な安全性向上に努め、耐震安全性評価等に反映すべき新たな知見が得られた場合は、適切に対応してまいります。

2. 情報発信につきましては、万が一、当社設備で災害が発生した場合においても、地域の皆さまへ迅速かつ正確に発電所の状況をお伝えできるよう、このたびの検証結果を踏まえ、電気事業連合会において作成される標準的なガイドを活用し、現状のルール・体制等を検証し、継続的な改善を図るとともに、教育・訓練を実施してまいります。

また、モニタリングポストの欠測につきましては、仮に自治体で設置されているものが使用できない状況となった場合でも、当社が設置しているモニタリングポストによって、外部への放射線影響を24時間監視することが可能です。

なお、当社が設置しているモニタリングポストは、伝送系の多様化（有線と無線のどちらでも伝送可能）や電源の強化（複数の電源供給ルートを整備するとともに、無停電電源装置も配備）を行っておりますが、仮にモニタリングポスト自体が機能喪失した場合には、可搬式のモニタリングポストを使用することで監視を継続できる体制を整えております。

3. 島根原子力発電所におきましては、設備面での対策はもとより、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、引き続き人的対応の充実・強化を図ってまいります。

また、安全文化の育成・維持活動に積極的に取り組むとともに、安全文化の監視・評価活動を行うために設置した社長直属の組織により、安全文化の状態の監視を行ってまいります。

当社としましては、「安全性の向上に終わりはない」との考え方のもと、今後も、能登半島地震を含む新たな知見も踏まえながら、継続的な安全性の向上に向けた歩みを止めることなく、より一層の取り組みを積み重ね、皆さんに安心いただける発電所を目指してまいります。

4. 能登半島地震では、志賀原子力発電所を原因とした住民避難を要する事態は発生しなかったものの、地域の皆さまの複合災害へのご不安が高まっていることと承知しております。

当社としましては、まずは原子力災害が発生しないよう、継続的な安全性の向上に努めるとともに、自然災害時の避難・退避に必要な電力について、関係機関等のご協力もいただきながら、円滑かつ迅速な復旧対応等に努めてまいります。

その上で、原子力災害に備えた避難対策の更なる実効性向上は不可欠という認識の下、社内における教育や訓練はもとより、関係自治体主催の訓練等を通じた連携強化・要員の練度向上を図ってきたところです。

万一の緊急時には、島根県および鳥取県と原子力災害対策特別措置法のそれぞれの責務を踏まえて締結した「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」等に基づき、避難退域時検査をはじめとした住民避難対応に事業者として最大限対応してまいります。

以上